



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

令和6年度

筑後川下流右岸農地防災事業

現場技術（その4）業務

積 算 書

（当初）

九州農政局

筑後川下流右岸農地防災事業所

九州農政局

九州農政局

[illegible]

[illegible]

[illegible]

九州農政局

[illegible]

[illegible]

[illegible]

事業名	筑後川下流右岸農地防災事業
業務名	現場技術（その４）業務

業務別業務名:現場技術（その４）業務

コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	*** S単 - 1号 ***					
S02115	技師（Ｃ）		人		1,000 人	歩A 当たり算出
	技師（Ｃ）			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)労務コード 2)労務単価算定区分	R04006 基(B)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
R04006	技師（Ｃ）	1.000	人	38,400	38,400	
	合 計				38,400	算出数量 1,000 人
	単 価				38,400	
	*** S単 - 2号 ***					
S63018	旅費交通費（設計外業日帰用）		式		1,000 式	歩A 当たり算出
	旅費交通費（設計外業日帰用） ライトバン,1日,3時間			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)交通機関区分 2)高速道路往復料金（税別）	ライトバン 3,546円		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3)鉄道往復1人当料金（税別）	0円				
	4)バス往復1人当料金（税別）	0円				
	5)船舶往復1人当料金（税別）	0円				
	6)航空往復1人当料金（税別）	0円				
	7)ライトバン使用日数の入力	1日				
	8)時間区分	3時間				
	9)設計用技師長外業日数	0.000日				
	10)設計用主任技師外業日数	0.000日				
	11)設計用技師A外業日数	1.000日				
	12)設計用技師B外業日数	0.000日				
	13)設計用技師C外業日数	0.000日				
	14)設計用技術員外業日数	0.000日				
P54301	高速道路等料金 消費税抜き	1.000	式	3,546	3,546	
M28121	ライトバン[二輪駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L	1.000	日	1,900	1,900	
P34001	ガソリン J I S 2 号 レギュラースタンド	8.100	L	158	1,280	
	合 計				6,726	算出数量 1,000 式
	単 価		式		6,726	
	*** S単 - 3号 ***					
S63018	旅費交通費（設計外業日帰用）		式		1,000 式	歩A 当たり算出
	旅費交通費（設計外業日帰用） ライトバン,1日,3時間			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)交通機関区分 2)高速道路往復料金（税別）	ライトバン 3,546円		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3)鉄道往復1人当料金（税別）	0円				
	4)バス往復1人当料金（税別）	0円				
	5)船舶往復1人当料金（税別）	0円				
	6)航空往復1人当料金（税別）	0円				
	7)ライトバン使用日数の入力	1日				
	8)時間区分	3時間				
	9)設計用技師長外業日数	0.000日				
	10)設計用主任技師外業日数	0.000日				
	11)設計用技師A外業日数	0.000日				
	12)設計用技師B外業日数	0.000日				
	13)設計用技師C外業日数	1.000日				
	14)設計用技術員外業日数	0.000日				
P54301	高速道路等料金 消費税抜き	1.000	式	3,546	3,546	
M28121	ライトバン[二輪駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L	1.000	日	1,900	1,900	
P34001	ガソリン J I S 2 号 レギュラースタンド	8.100	L	158	1,280	
	合 計				6,726	算出数量 1,000 式
	単 価		式		6,726	
	*** S単 - 4号 ***					
S66002	現場技術（管理技術者の直接人件費）		回		1,000 回	歩A 当たり算出

[illegible]

令和6年度 筑後川下流右岸農地防災事業
現場技術（その4）業務

特 別 仕 様 書

九 州 農 政 局
筑後川下流右岸農地防災事業所

第1条（適用範囲）

令和6年度 筑後川下流右岸農地防災事業 現場技術（その4）業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、「現場技術業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

なお、本業務は「現場技術業務の実施要領等について」（平成14年2月6日付け13農振第2788号農林水産省農村振興局長通知）別紙 現場技術業務実施要領第3の1 監督支援型による業務である。

第2条（目的）

本業務は、筑後川下流右岸農地防災事業における工事の設計、監督、関係機関との協議等及び事業実施に関する補助的作業を行うものであり、適正かつ効率的な事業執行と公共工事の品質確保に資することを目的とするものである。

第3条（履行確実性評価の達成状況の確認）

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- ① 審査項目a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ② 審査項目d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③ その他、業務計画書等示された実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④ 業務成果品のミス、不備 等

第4条（管理技術者）

管理技術者は、技術士（総合技術管理部門（農業－農業土木又は農業農村工学）、農業部門（農業土木又は農業農村工学）、博士（技術部門（技術士の技術部門に準ずる））農業土木技術管理士、1級土木施工管理技士、シビルコンサルティングマネージャー（農業土木）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、これと同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒13年（短大・高専卒18年、高卒23年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。

第5条（現場技術員）

現場技術員の技術者区分は以下とする。必要な資格は次のいずれかとし、図面作成のための CAD 及び Microsoft Office (Microsoft Excel 等) の操作が可能である者とする。

技 術 者 区 分	資 格
現場技術員 (B)	・技術士 (総合技術監理部門 (農業－農業土木)) ・技術士 (農業部門 (農業土木)) ・1 級土木施工管理技士 ・大学卒業後 5 年 (短大・高専卒業後 8 年、高校卒業後 11 年) 以上の実務経験を有し、かつ、2 級土木施工管理技士

第 6 条 (配置技術者の確認)

共通仕様書第 1-6 条における業務組織表の作成及び共通仕様書第 1-7 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務実施計画書の業務組織表に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務実施計画書において、業務組織表を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務実施計画書の業務組織表において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

第 7 条 (保険加入)

受注者は、共通仕様書第 1-28 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 8 条 (工事の概要)

業務を行う工事計画の概要は、次表のとおりである。

なお、工事名は変更となる場合がある。

番号	工事名	工事場所	予定工期	工種・工事概要
1	南里線 (小々森その 3 工区) 水路改修工事	佐賀市	R05. 12～	ク リーク法面保護工 L=411m
2	南里線 (小々森その 1 工区) 水路改修工事 (仮称)	佐賀市	R06. 11～	ク リーク法面保護工 L=396m
3	令和 5 年度 兵庫西部 1 号線 (渕その 3 工区) 工事 (仮称)	佐賀市	R06. 09～	ク リーク法面保護工 L=318m
4	令和 5 年度 東与賀 4 号線 (鹿子工区) 他工事 (仮称)	佐賀市	R06. 09～	ク リーク法面保護工 L=1, 479m

第9条（業務場所）

業務場所は、当該事業実施地域内を予定している。なお、詳細については、監督職員と協議の上決定するものとする。

第10条（履行期間）

履行期間は次のとおりとする。

令和6年4月3日～令和7年3月26日

第11条（業務内容）

業務内容等については、次のとおりとする。

- （1） 管理技術者の業務内容は、契約書第7条第2項に定める業務運営を行うものとし、監督職員と月1回以上の業務打合せを行う。

なお、月2回目以降の打合せについては監督職員と協議のうえ、書面等により行うことができるものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会のうえで打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は共通仕様書第5条に定める業務履行状況を報告しなければならない。

- （2） 本業務に従事する現場技術員は、現場技術員（B）1名とし、主として工事発注及び監督に係る業務の補助を行うこととし、その業務内容は次のとおりとする。

1） 工事の設計・積算に関する業務

ア 工事設計図書として図面、数量、その他資料の作成

過年度業務成果を基に監督職員が行う工事の発注・積算に必要な所定の図面、数量表、数量計算書、積算根拠資料及びその他資料の作成を行う。

なお、過年度業務成果と現地調査や設計条件に相違がある場合は、本業務にて修正を行う。

イ 工事設計図書作成のための現地条件の調査

工事の発注・積算に必要な現地条件等について、設計条件と現地条件の確認調査や雑物除去（水草等）範囲の調査を行う。

ウ 工事設計図書作成のための設計内容確認及び設計コンサルタントへの確認業務

過年度の設計業務成果内容の確認及び把握を行う。

2） 工事の監督に関する業務

ア 現地条件、施工段階の確認、材料検収等、工事受注者との現地立会業務

工事設計図書に基づく施工段階の確認や主要資材の材料検収等、現地立会を行う。

イ 工事の受注者との連絡業務

現地立会日程の調整や出来高図、出来高数量等の収集整理及び内容の確認等、工事受注者との連絡業務を行う。

ウ 工事契約の変更に関する資料の作成

工事変更契約に係る設計図書について、変更図、変更数量表、変更数量計算書、変更積算根拠資料及びその他資料の作成を行う。

エ 工事の出来形管理資料（出来形管理図、出来数量等）の確認

工事受注者が作成した出来形管理資料について、設計図書との整合等について確認を行う。

3) 工事の実施に関する関係機関との協議に関する業務

ア 工事実施段階における道路使用協議等の協議資料作成

イ 工事実施前の地元代表者、関係地権者等に対する地元説明資料の作成
工事実施に関する地元説明資料を作成する。

第 12 条（作業上の留意事項）

- (1) 通勤用及び本業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。
- (2) 業務履行にパソコンを必要とする場合は、受注者において用意するものとする。
なお、原則として機能等については監督職員と協議の上決定するものとするが、最新のデータに更新（アップデート）したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済みのパソコンとする。
業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果について監督職員の確認を受けるものとする。
- (3) その他の機器、ソフト等の導入については、監督職員と協議の上、その使用について決定するものとし、業務遂行上特に必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。
- (4) 受注者からの請求により発注者が必要と認めた場合には庁舎の使用ができるものとする。この場合、机、椅子等は貸与する。
なお、貸与物件については、別途使用貸借申請書を監督職員に提出するものとする。
- (5) 前項により庁舎を使用する場合には、庁舎管理上受注者は、予め本業務に従事させる現場技術員に会社名、氏名等について記載された名札を着用させるものとする。

第 13 条（打合せ）

共通仕様書第 1－5 条による打合せについては、月 1 回以上行うものとし、管理技術者が出席するものとする。また、月 2 回目以降の打合せについては監督職員と協議の上、書

面等により行うことができるものとする。

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

第 14 条（成果物）

成果物の提出は次のとおりとする。

- （１） 業務実施報告書 １式
- （２） 共通仕様書第 2-4 条から第 2-19 条の規定により実施した業務において作成した資料 １式
- （３） その他必要な資料 １式

第 15 条（成果物の提出先）

成果物の提出先は、次のとおりとする。

佐賀県神埼市千代田町直島 1 6 6 番地 1
九州農政局筑後川下流右岸農地防災事業所

第 16 条（契約変更）

業務請負契約書第 16 条から第 19 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- （１） 第 8 条に示す「工事の概要」に変更が生じた場合。
- （２） 第 9 条に示す「業務場所」に変更が生じた場合。
- （３） 第 10 条に示す「履行期間」に変更が生じた場合。
- （４） 第 11 条に示す「業務内容」に変更が生じた場合。
- （５） 第 13 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- （６） 第 14 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- （７） その他

第 17 条（定めなき事項）

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

